

調布市
道路包括管理業務委託

特記仕様書（単価契約）

令和 7 年 1 0 月

調 布 市

目 次

1. 総則	1
(1) 特記仕様書の位置付け	1
(2) 適用法令など	1
(3) 特記仕様書の見直し	1
1) 特記事項の見直し	1
2) 特記事項の見直しに伴う契約変更	1
(4) 事業目的	1
2. 事業概要	2
(1) 実施期間	2
(2) 対象路線	2
(3) 対象業務	3
1) 受託者の業務範囲	3
2) 市の業務範囲	4
(4) 実施体制	4
1) 配置予定の技術者	4
2) 個別業務に求める体制等	4
3) 安全対策など	5
4) 保険加入	5
5) 事故等の報告及び対応	5
6) 地域住民及び周辺環境への配慮	5
7) 埋設物の損傷防止	6
8) 施設・機材・材料	6
9) 道路使用許可	7
3. 業務内容	8
(1) 補修・修繕業務	8
(2) 清掃業務	8
(3) 除草業務	8
(4) 道路照明維持業務	8
4. リスク分担（案）	9
5. 作業要領	10
(1) 補修・修繕業務作業要領	11
1) 補修業務（軽微な補修等）	11
2) 計画的舗装工事	11

(2) 清掃業務作業要領	13
1) 道路清掃	13
2) 雨水桝等の清掃	14
3) 地下通路清掃等	14
(3) 除草業務作業要領	17
(4) 道路照明維持業務作業要領	18
6. 環境配慮事項	19

1. 総則

(1) 特記仕様書の位置付け

本特記仕様書は、「調布市道路包括管理委託（以下「本業務」という）」に関する各種業務について、調布市（以下「市」という）が本業務を受託する民間事業者（以下「受託者」という）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

(2) 適用法令など

本業務の実施にあたり、各業務の内容に応じて関連する法令、要綱、各種基準等を遵守すること。

なお、法令の改正等についても十分に確認を行い、最新の法令を遵守するものとする。

(3) 特記仕様書の見直し

本業務は、プロポーザル方式で行うため、事業者の提案内容を踏まえて、事業者選定後に特記仕様書を確定させるものとする。

また、契約期間中に当初想定し得なかった課題が生じた際や契約変更が必要になる際には、業務の途中段階であっても本特記仕様書を見直すことがある。

なお、見直しにあたっては、市と受託者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。

1) 特記事項の見直し

特記事項の見直しは、次の場合に必要に応じて行うことを想定している。

- a) 法令や各種指針、基準等が改正され、特記事項の変更が必要となった場合
- b) 契約方式を変更し、特記事項の変更が必要な場合
- c) 各業務の実施状況から、よりよい管理のあり方に変更する場合
- d) 市の事由により業務内容の変更が必要な場合
- e) その他、業務内容の変更が特に必要と認める場合

2) 特記事項の見直しに伴う契約変更

市と受託者は、特記事項の見直しに伴い、必要に応じて契約変更等を行うこととする。

(4) 事業目的

市では、今後市内事業者の技術者の不足や高齢化が加速すると考えられ、持続可能な道路事業を構築していくための担い手確保や育成が喫緊の課題である。また、利用者にとって安心、安全な道路利用ができるよう限られた予算の中で、適切な道路の維持管理を継続する必要がある。

本業務はこれらの課題に対応するため、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用し、道路の適切な維持管理を実現することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 実施期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日までの約1年間とする。

(2) 対象路線

本業務での対象は、対象地区範囲内の市が管理する施設（路線及び水路等）とする。
なお、対象路線の概要を次に示す。

表 2-1 対象路線

道路内訳			概算数量	地域				その他	
				東部地域	北部地域	南部地域	西部地域	国道からの延長道路	都道からの延長道路
道路	車道	主要市道	39路線 45.4km						
		一般市道	2,921路線 344.3km	610路線 75km	1,104路線 130km	737路線 85.7km	406路線 49.3km	19路線 2.1km	45路線 2.4km
	歩道		90km						

なお、数量については少数第1位を四捨五入で表記している。

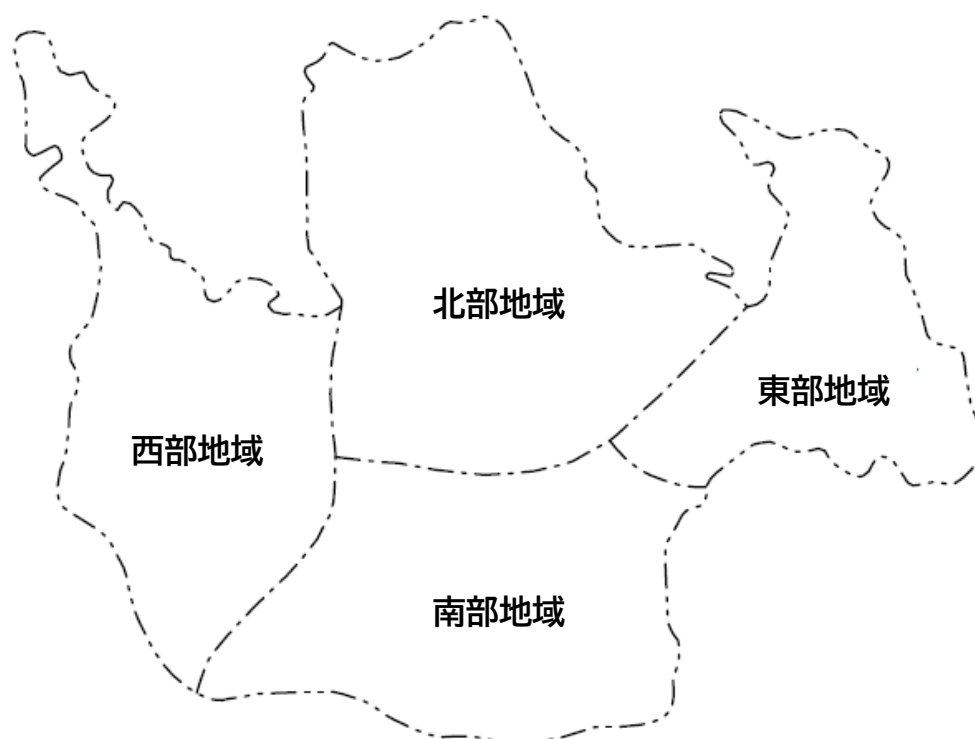


図 2-1 対象地区範囲

(3) 対象業務

1) 受託者の業務範囲

本業務により受託者が実施する業務範囲は、次の「表 2-2 受託者の業務範囲」とする。なお、契約方式については、単価契約（実施数量に応じて支払金額を変更する契約）とする。※1, 2

表 2-2 受託者の業務範囲

業務項目	業務内容	
1. 補修・修繕業務	舗装損傷箇所の補修・修繕	50万円未満／件の軽微な補修
		舗装維持管理計画で定められている「個別工事区間」の修繕
2. 清掃業務	道路清掃	
	雨水桝の汚泥除去	
	地下通路清掃，設備巡回点検	
3. 除草業務	除草，除草に係る清掃等	
4. 道路照明維持業務	不点補修（球替え・その他不点） その他支柱交換や調査工等	

※1 単価契約の対象業務内容は契約期間の初年度実績を踏まえ，2年目以降は総価契約に変更予定。変更内容や具体的な対応は別途，市の担当職員（以下，「担当職員」という）と協議する場を設ける。

※2 単価契約において用いる単価は前年度の単価を参考とし，市と協議のうえ決定する。参考として別冊「令和7年度単価表一覧」に示す。

2) 市の業務範囲

市は「表 2-2 受託者の業務範囲」に示す受託者の業務の実施における、管理・監督を行う。

(4) 実施体制

1) 配置予定の技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、「統括責任者」及び「副統括責任者」を配置する。

① 統括責任者

「統括責任者」は構成企業等から1名選出し、次のいずれかに該当する資格を有し、かつ道路維持管理に関する業務において、5年以上の実務経験を有するものでなければならない。

- a) 1級又は2級土木施工管理技士
- b) 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）

② 副統括責任者

「副統括責任者」は構成企業等から1名選出し、次のいずれかに該当する資格要件若しくは業務経験のいずれかを有しなければならない。

- a) 1級又は2級土木施工管理技士
- b) 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）
- c) 道路維持管理に関する業務について、5年以上の実務経験を有する者

2) 個別業務に求める体制等

① 各業務共通

各業務（補修・修繕業務、清掃業務、除草業務、道路照明維持業務）毎に業務責任者1名選出をすること。

作業実施時は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者のいずれか1名を現場に配置しなければならない。

なお、統括責任者、副統括責任者、業務責任者を現場に配置する場合については、各業務の作業実施時の資格要件若しくは業務経験を有している場合に限る。

統括責任者及び副統括責任者と同等の資格及び実務経験を有する者を代理として、事前に市に承諾を得た場合は、これに代えることができる。

また、各業務を実施するにあたり、適切な作業員を配置すること。各業務の作業員は作業実施に際して関連する法規等で要求される資格を有する者を配置すること。

② 補修・修繕業務において

補修・修繕業務の作業実施時は、建設業法第26条に定める現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置すること。監理技術者の配置は下請け発注金額の合計が5,000万円以上を超える場合は必ず配置すること。

なお、主任技術者は、次の資格要件若しくは業務経験のいずれかを有すること。

- a) 1級又は2級土木施工管理技士

- b) 道路維持及び補修工事又は舗装工事に関する10年以上の実務経験を有する者

監理技術者は次の資格要件若しくは認定者のいずれかを有すること。

- a) 1級土木施工管理技士
- b) 国土交通大臣特別認定者

③ 道路照明維持業務において

道路照明維持業務の作業実施時は、建設業法第26条に定める現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置する。

なお、主任技術者は、次の資格要件若しくは業務経験のいずれかを有すること。

- a) 1級又は2級電気工事施工管理技士または第1種又は第2種電気工事士
- b) 道路照明維持及び補修工事又は、道路照明に関する10年以上の実務経験を有する者

3) 安全対策など

受託者は、本業務を実施するにあたり、必要に応じて誘導員を配置し、市民、道路利用者、受託者等の安全確保を図るものとする。

受託者の従業員は、清潔で安全な服装を着用し、道路維持管理作業者であることを明示すること。

4) 保険加入

受託者は、契約締結後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後に市へ提出すること。

受託者は、業務実施中に第三者に損害を及ぼした場合に生じる法律上の賠償責任を負担することにより被る被害を補償するために保険に加入すること。

5) 事故等の報告及び対応

受託者は、作業中は道路交通法及びその他関係法令を遵守するとともに事故やトラブル等に対して十分注意し、作業を行わなければならない。万一、事故やトラブルが生じた場合は、速やかに担当職員へ連絡し、指示を受け、各関係機関へ連絡し、付近住民等の協力を得て、適切な処理・対応を実施するとともに、書面にて報告しなければならない。

6) 地域住民及び周辺環境への配慮

① 地域住民及び周辺環境への配慮

受託者は、本業務の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮にも努めなければならない。

② 産業廃棄物への対応

- a) 産業廃棄物の処分

本業務により発生する発生材（ゴミ、土砂等）の処分については、処分地の受入

証明書及び産業廃棄物マニフェスト票の写しを提出しなければならない。また、不法投棄等第三者への損害がないように処分しなければならない。

b) 建設リサイクル

本業務により発生する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（剪定材、抜根材）は、再資源化施設へ搬出し資源リサイクルの促進に努めなければならない。搬出先は、受託者が「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」等を利用し、また受入れ条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な施設を選定しなければならない。

c) 産業廃棄物の運搬・処理

本業務により産業廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理委託するものとし、処理委託する場合は、法定事項を盛り込んだ委託契約を書面で締結するとともに、処理完了を確認するため産業廃棄物マニフェスト票を提出させなければならない。受託者が産業廃棄物マニフェスト票の原本を保管し、市に写しを提出しなければならない。

③ 使用する車両・建設機械への配慮

a) 低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用

車両・建設機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械を使用する。

b) ディーゼル車規制への対応

本業務の実施において自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」他、各条例に規定するディーゼル車の規制に適合する自動車としなければならない。なお、適合の確認のため、当該自動車の「自動車検査証（車検証）」、「粒子状物質減少装置装着証明書」等の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出をしなければならない。

7) 埋設物の損傷防止

本業務における業務実施上必要な掘削を伴う業務を行う場合は、あらかじめ試掘等を行い、埋設物への影響がないことを確認したうえで、作業を実施しなければならない。

8) 施設・機材・材料

本業務を実施するに当たり、移動時に使用する車両並びに業務等で使用する資機材等は原則受託者にて準備すること。市により定めのある資機材等については、業務委託契約締結後に担当職員と協議すること。

本業務を実施するにあたり、必要な施設・機材・材料は、全て受託者が自らの負担で手配しなければならない。ただし、市が管理する土地、施設、車両、設備機器、備品類について、緊急時やこれらを利用することにより効率的かつ効果的な業務の遂行が実現するなど、その必要性が認められる場合については、市と協議のうえで有償又は無償で貸与する場合がある。なお、無断で市が管理する土地、施設等及び民有地等に車両等を駐車又は作業に必要な資機材の保管や材料の加工等を行うことを禁ずる。

9) 道路使用許可

道路使用許可申請は，受託者の責任において行うこと。

3. 業務内容

本業務の業務内容を示す。ただし、本特記仕様書に定めのない事項、又は、本特記仕様書の内容に疑義を生じた事項については、必要に応じて市と受託者が協議して定めるものとする。

(1) 補修・修繕業務

損傷箇所の補修・修繕は以下の2つに分類し、受託者は補修業務、計画的舗装工事を単価契約において実施し、対応状況を担当職員に報告するものとする。詳細は「5-(1) 補修・修繕業務作業要領」を参照すること。

なお、舗装維持管理計画で定められている「個別工事区間」の工事計画策定にあたり、修繕対象箇所の現地確認は施工者が実施すること。

表 3-1 補修・修繕業務の分類と実施内容

分類	内容
補修業務 (軽微な補修)	・人や車両の通行の安全性を確保するための軽微な補修 ・概ね50万円未満/件の金額の補修 ・舗装、L型側溝等を対象
計画的舗装工事	・舗装維持管理計画で定められている舗装の「個別工事区間」の修繕

(2) 清掃業務

受託者は、道路清掃、雨水桝等の清掃、地下通路清掃等を単価契約において実施し、対応状況を担当職員に報告するものとする。詳細は「5-(2) 清掃業務作業要領」を参照すること。

(3) 除草業務

受託者は、雑草の除去及び運搬処理、不法投棄物の除去清掃等を単価契約において実施し、対応状況を担当職員に報告するものとする。詳細は「5-(3) 除草業務作業要領」を参照すること。

(4) 道路照明維持業務

受託者は、調布市管理街路灯、自治会管理外灯の不点補修（球替え・その他不点）とその他支柱交換や調査工等を単価契約において実施し、対応状況を担当職員に報告するものとする。詳細は「5-(4) 道路照明維持業務作業要領」を参照すること。

4. リスク分担（案）

本業務において想定されるリスクの分担については、契約前に市との協議により決定する予定であり、現時点におけるリスク分担（案）を下表に示す。

表 4-1 リスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受託者
共通	不可抗力リスク	自然災害，集中豪雨，戦争，暴動，新たな感染症等の発生，本業務以外の大規模道路工事等の外的要因によって発生するリスク	○	
	物価変動リスク	物価変動（インフレ，デフレ）に伴う資機材や工事費等の増減によるリスク	○	
	計画変更リスク	各種計画等の変更によるリスク	○	
	法令変更リスク	事業に関する法令の変更，新設により発生するリスク	○	
	税制変更リスク	税制の変更，新設により発生するリスク	○	
	許認可リスク	受託者が申請・取得すべき許認可の遅延により発生するリスク		○
	政策変更リスク	市の政策変更により，事業の内容が変更又は中止される場合に生じるリスク	○	
	住民対応リスク	地域住民や道路利用者の反対運動，要望活動等によるリスク	○	
	環境問題リスク	受託者が行う有害物質の排出，漏洩，騒音，振動，土壌汚染，大気汚染，水質汚濁，光，臭気等によるリスク		○
	第三者賠償リスク	市と受託者以外の第三者へ損害を与えた場合に発生する賠償のリスク	○	○
	債務不実施リスク	事業報告の遅延や，報酬の支払いの遅延等，債務の不実施によって発生するリスク	○	○
	合意形成リスク	成果の評価手法や報酬額の算定方法等について，市と受託者の間で合意が困難又は遅延した場合のリスク	○	○
	衛生リスク	既存の感染症等，予め回避可能な事象によるリスク		○
募集・契約	応募手続きリスク	募集要領の誤りや内容の変更に関して発生するリスク	○	
	応募費用リスク	事業への応募に係る費用負担に関するリスク		○
	契約締結リスク	市と受託者の間の契約締結にあたって，時間を要する場合や契約を結べない場合のリスク	○	○
	事業環境変化リスク	対象地域近隣への新たな IC の設置等に伴う大型車の過度な増加等，事業実施の環境が変動する場合のリスク	○	○
	施設損傷リスク	工事等により既存施設等が損傷した場合のリスク		○
	コスト変動リスク	何らかの理由により，事業実施に係るコストが増加・減少した場合のリスク	○	○
	事故リスク	受託者の業務実施中に発生する交通事故，施設損傷等による事故に関わるリスク		○
	市所有機材備品損傷リスク	市が所有する機材や備品が損傷した場合のリスク		○
事業	性能リスク	事業終了時における要求水準の保持に関するリスク		○
	引継ぎリスク	事業終了後，受託者等への引継ぎ・移管に要するコスト等のリスク		○

なお，双方が負う可能性があるリスク（市と受託者の両方に○）については協議を行い，対応を決定するものとする。

5. 作業要領

次頁以降へ各業務における作業要領を示す。

なお、受託者は、本特記仕様書に定める作業要領に則り、業務を遂行しなければならない。そのうえで、受託者は、従来市が実施していた作業で得られる結果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。下表に管理水準を示す。

また、本管理水準は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受託者が創意工夫によって管理水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

表 5-1 管理水準

施設	箇所	分類	管理水準
道路 ・ 市有 通路 ・ 水路 ・ 道路 附属 物	路面及び 付属施設	補修・ 工事	該当箇所を要因とし、通行者等が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、通行者等の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応すること（事故の発生が想定される場合など）。
		清掃	定期的な清掃を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・支障物により、通行に支障がある場合（事故の可能性のある場合など）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。
		その他	市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応するため市へ報告すること。
	地下通路	清掃	定期的な清掃を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・支障物により、通行に支障がある場合（事故の可能性のある場合など）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。
		その他	市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応するため市へ報告すること。
	市道・水路等管理 地	草刈り・ 除草	定期的な除草を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・通行に支障がある場合。
		その他	市の管理業務以外については、所有者及び管理者が対応するため市へ報告すること。
	街路灯、 外灯	補修	該当箇所を要因とし、通行者等が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、通行者等の身体及び財産に影響を与える可能性がある場合に対応すること（事故の発生が想定される場合など）。
		その他	市の管理業務以外については、所有者及び管理者が対応するため市へ報告すること。

なお、管理水準について市、受託者の解釈に乖離が生じないように、受託者の業務の実施における、市の管理・監督の中で意見交換等を行い、詳細な管理水準について明文化することとする。

(1) 補修・修繕業務作業要領

補修・修繕業務は、以下の各号に従って実施すること。

本特記仕様書に明記されていない事項については、受託者はその都度市と協議する。

1) 補修業務（軽微な補修等）

- a) 受託者は、市が補修必要と判断した舗装の損傷箇所及び市からの連絡等（市が行う巡回、相談要望受付）により発見された舗装の損傷箇所（50万円未満/件）を確認し、速やかに適切な補修を行う。
- b) 車両移動を伴わない近隣の軽微な補修である場合、1箇所とする。
- c) 舗装補修工事を行う際に使用する材料は、受託者により手配するものとする。
なお、材料の種別は問わないが、使用材料は担当職員と事前に協議すること。
- d) 市から指示のあった軽微な補修についても速やかに補修を行うこと。
- e) 補修の実施については、必要に応じて住民や各関係機関へ周知し、理解・協力を得るとともに、トラブル防止に努めること。
- f) 補修等に時間を要する場合や、補修の範囲を超える場合は、一般交通に支障を及ぼさないように応急措置と安全対策を行い、市に連絡すること。
- g) 完了した補修は、写真（補修前、補修中、補修後）、実施内容、数量等を、システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ登録するとともに、定例会議で実績を報告すること。
- h) その他、担当職員が指示する箇所の補修を行うこと。

2) 計画的舗装工事

- a) 舗装修繕工事の対象範囲は、舗装維持管理計画上で位置づけられている路線であり、参考資料に示す区間を対象に工事を実施する。なお、必要に応じて毎年工事する区間は見直しを行うものとする。
- b) a) 以外の区間において、緊急性の高い損傷が確認された場合は、担当職員と協議を行ったうえで、対象範囲の変更を行う。
- c) 市民からの通報や現場の劣化状況等に応じて、舗装維持管理計画の対象範囲を変更する可能性がある。変更する場合は、事前に市から受託者へ報告し、協議のうえ決定する。
- d) c) 等の理由により、工事計画との数量・工事費用に大きな乖離が生じた場合は、
1) 補修業務（軽微な補修等）を追加で実施することを担当職員と協議すること。
上記で調整が困難な場合は、次年度以降に工事予定の個別工事区間から当年に実施する必要性のある箇所を担当職員に提案すること。提案時に作業内容および見積書を担当職員に提出し、実施の可否の判断を受けること。
- e) 舗装修繕工事は1件当たり50万円以上500万円未満とし、工事費が500万円を越える箇所については担当職員と協議を行うこと。※50万円未満は1) 補修業務（軽微な補修等）に含む。
- f) 舗装修繕工事の対象範囲は、事前に現地確認を行い、舗装劣化状況を把握したうえで、事前に市から示された修繕範囲に対して、修繕の必要な箇所が一部など、数量に差異が生じた場合は、市に報告し、対象範囲の見直しについて協議をする。

- g) 現地劣化状況を踏まえ、四半期ごとの工事計画を作成すること。工事計画には、工事予定路線、工事範囲、想定金額等を記載すること。
- h) 修繕工法は、現場状況に応じて切削オーバーレイ又はパッチング等補修工事とする。
- i) 修繕工事を行う際に使用する材料については、受託者により手配するものとする。なお、材料の種別は問わないが、使用材料は業務計画書へ記載して担当職員と事前に協議すること。
- j) 舗装修繕工事に伴い道路の交通規制が必要な場合には、担当職員及び所轄警察署と打合せの上で、受託者により必要な対応を行うものとする。
- k) 工事の実施については、あらかじめ住民や各関係機関へ周知し、理解・協力を得るとともにトラブルの防止に努めること。交通規制を伴うような工事において、具体的には作業実施1週間程度までに近隣市民等に作業案内（案内図、作業日時、内容等）を通知すること。また、通知前に担当職員へ作業案内を1部提出すること。
- l) その他、担当職員が指示する箇所の舗装工事を行うこと。
- m) 完了した工事について、システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施面積、実施費用、写真（工事前、工事中、工事後）、工事内容を登録するとともに、毎月開催する定例会において、報告すること。

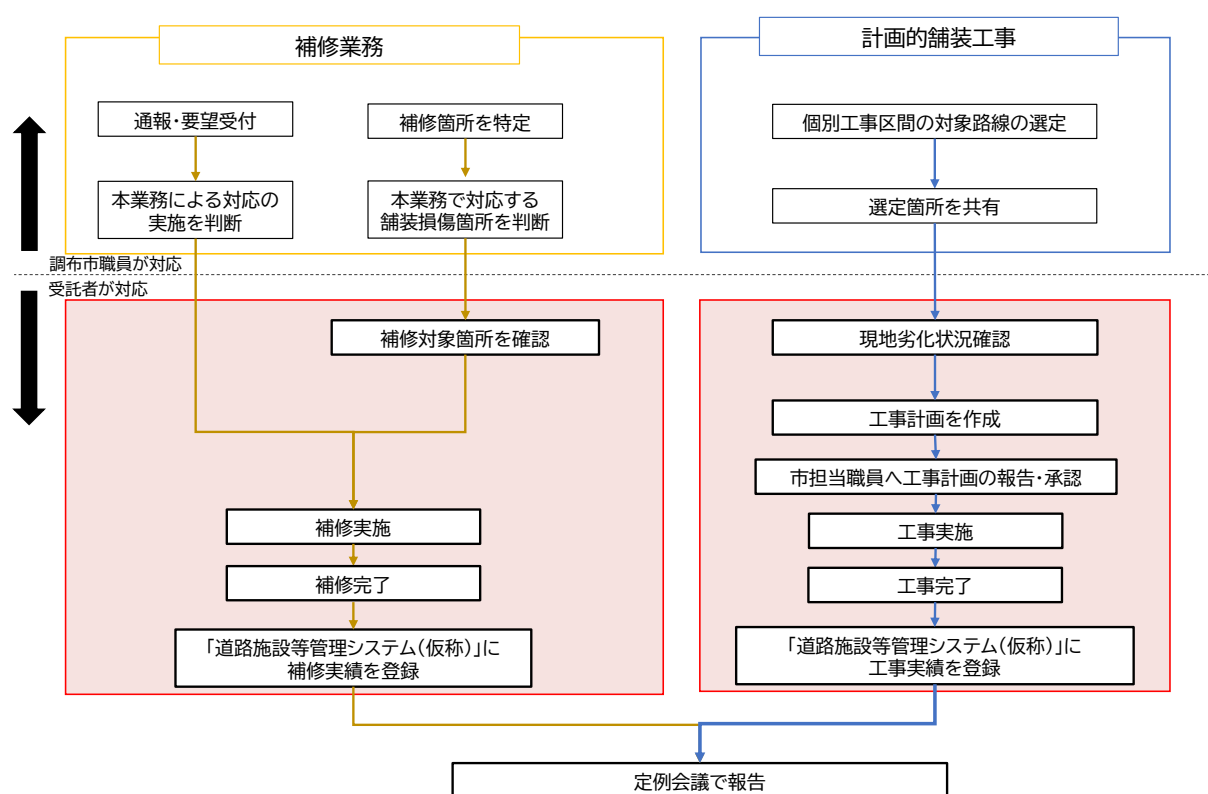


図 5-1 補修・修繕業務の作業フロー

※なお、以上の結果により、補修・修繕業務の対象が無くなる場合は数量、工事費用の見直しを行うものとし、協議の場を各年1回設けることとする。

(2) 清掃業務作業要領

清掃業務は、以下の各号に従って実施すること。

本特記仕様書に明記されていない事項については、受託者はその都度市と協議する。

1) 道路清掃

市が管理する市道及び水路等管理地、又は協定地域について、機械又は人力で清掃作業を行い、道路の円滑な通行に支障がないよう、適切な清掃を実施しその機能と衛生状態を確保する。

また、作業は、次の事項を踏まえて行わなければならない。

- a) 定期的実施する道路清掃の回数やスケジュールについては、参考資料のとおり計画的に行うものとするが、台風等の災害時については、担当職員との協議を行い、変更を可能とする。
- b) 市道上の枯れ枝、落葉（花卉や果実含む）、土砂、糞尿、ゴミの散乱等について、清掃等を行う。
- c) 道路上に通行を妨げる落下物があつた場合は、速やかに担当職員に対応方法を確認し、その指示に従うものとする。
- d) 収集したゴミや土砂等は速やかに運搬処理する。
- e) 汚物等の処理対応は、通行者に十分注意し適切に処理する。
- f) 道路清掃車は、運行記録計の装備を必要とする。なお使用車両は予め担当職員に届け出た車両を使用し、また車両の届け出には車検証の写しを添付すること。
- g) ゴミ等を運搬する際には、シート等の覆いの装備のある物を使用し積載物が散逸しないようにすること。
- h) 作業の実施にあたっては、先立って道路状況等現場の把握に努め、十分な準備を行うこと。
- i) 巻き込み部分等の作業は先行して行うこととし、取り残しのないように留意すること。
- j) 歩道巻き込み部分の作業は、人力で処理するものとする。
- k) 所轄警察署へ、交通規制、並びに作業方法について市が一括協議するが、その回答事項を遵守すること。
- l) 道路清掃等、作業の際には、防塵の為適度な散水を行うこと。
- m) 作業場所には、道路のほか、水路開渠、崖地、傾斜地及び狭窄地等足場の悪い場所が含まれることから、作業場所に応じた適正な安全対策を行うこと。
- n) 清掃作業を行った箇所については、実施範囲や日時が分かるように清掃履歴を記録すること。
- o) 台風や大雨、暴風の後や落葉時期は随時作業を行うこと。
- p) 台風などが予見される場合は、予め把握している危険箇所を巡り、点検を行うこと。
- q) 完了した道路清掃について、システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施面積、実施費用、運転記録の写し、写真（清掃前、清掃中、清掃後）、清掃内容を登録するとともに、毎月開催する定例会において、報告すること。

2) 雨水桝等の清掃

対象区域内にある雨水桝，取付管，横断側溝，U字側溝，暗渠等について，市民生活に影響を及ぼす道路冠水等が発生することがないように，良好な状態を維持するため，雨水桝等の清掃，異物の除去，洗浄，その他雨水桝等の機能を維持するために必要な作業を行う。

また，雨水桝等の汚泥清掃は，次の事項を踏まえて行わなければならない。

- a) 路面が冠水することがないように清掃し，その状態を保つものとする。
- b) 収集したゴミや土砂等は速やかに運搬・処分する。
- c) 定期的実施する雨水桝清掃は，1箇月に200～600箇所(4,000～5,000箇所/年)を委託期間の3年間をかけて対象箇所(市全域)の集水桝清掃が半分ほど完了するように行う。ただし，作業車が入れない市道等で，雨水桝に土砂が堆積していないものは除く。
- d) c) の月ごとの清掃計画を作成し，市へ提出すること。
- e) 完了した雨水桝清掃について，システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施箇所，実施費用，運転記録の写し，写真(清掃前，清掃中，清掃後)，清掃内容を登録するとともに，毎月開催する定例会において，報告すること。

3) 地下通路清掃等

対象区域の地下通路について，良好な状態を維持するため利用者の視認性を著しく損なわないよう適切な清掃・点検を実行しその機能と衛生状態を確保すること。

- a) 地下通路清掃は参考資料に示す予定数量を実施すること。予定数量に変更が生じた際は，協議を行うものとする。
- b) 地下通路清掃では次の作業(日常清掃，床面定期清掃，内壁面清掃，反射ミラー清掃，照明器具清掃，窓ガラス清掃，掲示板ガラス清掃，出入口ドーム清掃，設備巡回点検)を行うこと。
- c) 作業記録を記載，保管すること。記録するフォーマットは提案するものとし，市と合意した記録フォーマットを使用すること。
- d) 完了した地下通路清掃について，システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施箇所，実施費用，工種写真(清掃前，清掃中，清掃後)，清掃内容を登録するとともに，毎月開催する定例会において，報告すること。
- e) 日常清掃では次の作業を行うこと。
 - ① 床面の広い拭き
 - ② 側溝のゴミ拾い
- f) 床面定期清掃では次の作業を行うこと。
 - ① 床面の除塵
 - ② 洗剤の塗布
 - ③ ポリッシャ，デッキブラシ等による洗浄
 - ④ 汚水の回収
 - ⑤ 水拭き
 - ⑥ 仕上げ拭き
- g) 内壁面清掃では次の作業を行うこと。

- ① 床面の除塵
 - ② 適正洗剤を塗布洗浄
 - ③ 汚水の回収
 - ④ 仕上げ拭き
- h) 反射ミラー清掃では次の作業を行うこと。
- ① 表面の除塵
 - ② 適正洗剤を利用し、洗剤拭き
 - ③ 水拭き
 - ④ 仕上げ拭き
- i) 照明器具清掃では次の作業を行うこと。
- ① カバー，蛍光灯を取り外す
 - ② 適正洗剤を使用し、器具を拭く
 - ③ 器具を水洗い
 - ④ 器具を仕上げ拭き
 - ⑤ 蛍光灯を洗剤拭き
 - ⑥ 蛍光灯を水拭き
 - ⑦ 蛍光灯を仕上げ拭き
 - ⑧ 蛍光灯を取り付け点灯確認
- j) 窓ガラス清掃では次の作業を行うこと。
- I. 窓ガラス
- ① 表面の除塵
 - ② 適正洗剤を使用し洗剤拭き又は、シャンパーによる塗布洗浄
 - ③ 水拭き
 - ④ 仕上げ拭き
- II. サッシ
- ① 表面の除塵
 - ② 適正洗剤を使用し洗剤拭き
 - ③ 水拭き
- III. 仕上げ拭き
- k) 掲示版ガラス清掃では次の作業を行うこと。
- ① 床面の除塵
 - ② 洗剤の塗布
 - ③ 適正洗剤を使用し洗剤拭き又は、シャンパーによる湿布洗浄
 - ④ 水拭き
 - ⑤ 仕上げ拭き
 - ⑥ 掲示板枠の除塵及び水拭き
- l) 出入口ドーム清掃では次の作業を行うこと。
- I. アクリルボード
- ① 表面の除塵
 - ② 適正洗剤を利用し、洗剤拭き
 - ③ 水拭き

④ 仕上げ拭き

II. ステンレス

① 表面の除塵

② 適正洗剤を利用し、洗剤拭き

③ 水拭き

④ 仕上げ拭き

III. 外壁（ラスタータイル）

① 表面の除塵

② 適正洗剤を使用し洗剤拭き又は、ブラシによる洗浄

③ 水拭き

④ 仕上げ拭き

m) 設備巡回点検では次の作業を行うこと。

I. ポンプ

① 正常作動確認

② 異臭，異振動，異音，腐食の有無

II. 分電板

① 加熱の有無

② 異臭，異振動，異音，腐食の有無

③ 絶縁抵抗測定

III. 照明の不点灯箇所があった場合，蛍光灯の交換を行う。

※なお，清掃業務の対象が無くなる場合は数量，費用の見直しを行うものとし，協議の場を各年１回設けることとする。

(3) 除草業務作業要領

対象区域内にある市が管理する市道及び水路等管理地のうち、別途指定する場所の雑草の除草、清掃等の作業を行うこと。

除草業務は、以下の各号に従って実施すること。

本特記仕様書に明記されていない事項については、受託者はその都度市と協議する。

- a) 除草業務は参考資料に示す市が指定する場所の除草、清掃を行うこと。
- b) 作業時期
 - ・ 4月から8月に、年2回の市から提供する除草リストの中から、雑草が繁茂している場所や市から指示を受けた場所を優先的に、1回目の除草を行うこと。
 - ・ 9月から11月に、年2回の除草リストの中から、雑草が繁茂している場所や市から指示を受けた場所を優先的に、2回目の除草を行うこと。
ただし、年2回の除草リストの中で、雑草が繁茂しておらず、2回目の除草が必要でないと判断した場合は除草を行わない。
 - ・ 8月から11月に、年1回の除草リストの中から、雑草が繁茂している場所や市から指示を受けた場所を優先的に、1回目の除草を行うこと。
ただし、年1回の除草リストの中で、雑草が繁茂しておらず、除草が必要でないと判断した場合は除草を行わない。
 - ・ 市から緊急作業の指示があった場合は、その作業を優先させるものとする。
- c) 安全で円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、業務を遂行するものとする。
- d) 道路法、道路交通法、労働安全衛生法、廃棄物処理法等関係法令を遵守し業務を実施するものとする。また、その業務を実施するにあたり、全ての行為について責任を負うものとする。
- e) 除草作業にあたっては、先に空き缶等の不法投棄物を除去する清掃を行い、事故防止に努めること。また、路面等への雑草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った雑草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。
- f) 不法投棄物の除去に関しては産業廃棄物に関する資格を有する者が対応することとするが、特別な理由がある場合は担当職員と協議し対応依頼すること。
- g) 作業実施時には除草業務実施中であることが分かるように看板等を設置すること。なお、除草中であることを示す看板等は、受託者により手配するものとする。
- h) 完了した除草について、システム構築・運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施面積、実施費用、写真（除草前、除草中、除草後）、除草内容を登録するとともに、毎月開催する定例会において、報告すること。
- i) 傾斜箇所除草など、通常の除草と条件が異なる場合はその旨と作業条件が分かる写真を記録すること。

※なお、除草業務の対象が無くなる場合は数量、費用の見直しを行うものとし、協議の場を各年1回設けることとする。

(4) 道路照明維持業務作業要領

調布市内全域の調布市管理街路灯の維持管理補修修繕，自治会管理外灯の不点補修（球替え・その他不点）とその他支柱交換や調査工等を実施すること。

道路照明維持業務は，以下の各号に従って実施すること。

本特記仕様書に明記されていない事項については，受託者はその都度市と協議する。

- a) 道路照明維持業務は参考資料に示す市が指示する場所の不点補修（球替え・その他不点）とその他支柱交換や調査工（夜間含む）等（その他市が指示する特殊材料を用いた対応）を実施すること。
- b) 受託者は本業務の担当職員の不点指示（年1，300件程度）に従い，速やかに補修を行うこと。なお緊急を要する場合は，担当職員より指示を行う。
- c) 不具合対応の際には，通行人や通行車両，その他周辺環境等を守りかつ二次被害を防止するための初期対応を行い，その後，当初の機能を維持するために必要な対応を行うこと。
- d) 不具合の頻度の高い資材等については，効率的な在庫管理により，速やかな不具合対応に努めること。
- e) 不点の確認及び支柱交換，調査工を受けてから原則3営業日以内に対応すること。
- f) 受託者は機動力を有する作業班を常備し，直ちに補修が行える体制を保持し，補修にあたっては道路使用許可書の許可条件等を遵守すること。
- g) 本業務は道路維持管理上，突発的事態に対応するため，指示工期に日曜，祝日を含むものとする。
- h) 作業実施日は，担当職員の指示に従うこと。
- i) 対応は1組2名以上とし，ライトバン又はリフト車で行うものとする。
- j) 完了した補修について，システム運用・保守業務にて受託者が提案したシステムへ実施箇所，工種別実施費用，写真（補修前，補修中，補修後），電気使用申込書（写）等対応内容を登録するとともに，毎月開催する定例会において，報告すること。

※なお，道路照明維持業務の対象が無くなる場合は数量，費用の見直しを行うものとし，協議の場を各年1回設けることとする。

6. 環境配慮事項

市は、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行っており、温室効果ガス排出削減や環境負荷低減に向け、環境マネジメントシステムを導入している。このため、受託者は業務を行うに当たっては、環境法令を遵守するとともに、本制度の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

- (1) 業務において、電気・ガス・水道の使用抑制等、省エネルギーに努めること。また、再生可能エネルギーの利用に努めること。
- (2) 業務において、ごみの排出削減、リサイクルの推進、紙の使用量削減、食品ロス削減に努めること。
- (3) 業務において、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」として、プラスチックの使用抑制、会議やイベント等での使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めること。
- (4) 業務で使用・購入する物品等は、グリーン購入等、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶよう努めること。
- (5) 業務における移動や荷物の運搬等で自動車を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」第34条に規定する低公害・低燃費車の使用及びアイドリング・ストップ等のエコドライブの実施により、エネルギー使用抑制に努めること。なお、ディーゼル車を使用する場合は、環境確保条例第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。